平成３０年（フ）第４１５号
福岡市城南区樋井川３丁目17番12―301号
債務者　水原設備・水原哲秀こと　金　　哲秀
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６０５号
秋田市茨島６丁目４番11号、申立時の住所愛知県春日井市弥生町２丁目224番地　フォーブル弥生105号
債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２号
岩手県一関市赤荻字荻野255番地15、前住所宮城県富谷市ひより台１丁目36番地２
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第２３号
岩手県大船渡市大船渡町字上山１番地１　竹野貸家上山１の１
債務者　管　久美子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第２４号
岩手県一関市上坊２番11号　コーポアドバンスＪ101
債務者　佐々木幹夫
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第２０号
山形市錦町15番71号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３３号
山形市松山１丁目３番２―106号　松山アパートＢ、前住所山形市大野目１丁目11番65―３号　レピュートタケダＢ　203号
債務者　佐藤　忠宏
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３４号
山形市松山１丁目３番２―106号　松山アパートＢ、前住所山形市大野目１丁目11番65―３号　レピュートタケダＢ　203号
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４２号
山形県東根市大字若木23番地34　クローバ荘Ａ、前住所仙台市太白区秋保町馬場字野尻町南38番地の２
債務者　伴　　知実
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４４号
山形市松見町２番３号
債務者　皿ツ柳政美
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２７６号
名古屋市千種区神田町19番４号　久保田ビル302号
債務者　那須　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３号
北海道北見市大町50番地２　グループホームゆず、住民票上の住所北海道網走市大曲２丁目12番１―10号
債務者　吉田　　香
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第４号
千葉県香取市府馬1739番地
債務者　本間　　輝
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成３０年（フ）第７６号
愛知県岡崎市鴨田町字末広23番地４　サンライズ末広　303
債務者　杉浦　洋樹
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
愛知県刈谷市天王町３丁目10番地１　シャンブルⅡ302号
債務者　各務　葉月（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０８号
愛知県豊田市高上２丁目11番地３
債務者　松尾　純子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係